

ビューローベリタス名古屋事務所をいつもご利用頂きありがとうございます。  
名古屋事務所より、最新情報をお知らせ致します。

- INDEX -

TOPICS

#01. 建築物省エネ法に関する業務

国交省関連

#02. 超高層建築物等の長周期地震動対策に係る運用について

#03. 国土交通省/国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設の建築基準法  
における取扱いについて

地域条例等

#04. 愛知県/土砂災害警戒区域等の指定解除及び指定

#05. 他地域の情報

インフォメーション

#06. 年末年始の営業

名古屋事務所からヒトコト

#07. 名古屋事務所(13F)をリニューアルしました！

.....

■ □ TOPICS

#01. 建築物省エネ法に関する業務

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)が平成 27 年 7 月 8 日に公布され、本法律は誘導的措置(平成 28 年 4 月施行済み)と規制的措施(平成 29 年 4 月 1 日施行)により、建築物のエネルギー消費性能の向上が図られます。

ビューローベリタスでは、既に施行済みの誘導的措置、及び平成 29 年 4 月 1 日施行の規制的措施に関する業務について以下のとおり実施します。

○規制的措施

平成 29 年 4 月 1 日より、床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の非住宅建築物は、省エネ基準適合義務、及び適合性判定義務が課せられ、建築基準関係規定となります。

この建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことができる機関として、登録建築物エネルギー消費性能判定機関があります。又、省エネ基準では評価できない特殊な構造・設備を用いる建築物は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の性能評価を経て、国土交通大臣の認定が必要となります。ビューローベリタスはこの 2 つの機関の登録を予定しております。

- ・登録建築物エネルギー消費性能判定機関「適合性判定業務」
- ・登録建築物エネルギー消費性能評価機関「特殊な構造・設備の性能評価業務」

※お問合せ

建築物省エネ法の規制的措施に関する事前相談を下記にてお受けしております。

建築認証事業本部東京新宿事務所 TEL03-5325-7338 担当 小林、大野、渡邊

○誘導的措置(平成 28 年 4 月 1 日より業務を開始しています)

- ・建築物のエネルギー消費性能の表示に係る第三者認証業務(BELS 認証)「法第 7 条」
- ・基準適合認定表示制度に係る技術的審査業務「法第 36 条」
- ・性能向上計画認定制度に係る技術的審査業務「法第 30 条」

※お問合せ

建築認証事業本部技術監査部建築環境評価部 TEL:03-5573-8686 <http://kansa.bvjc.com/>

○建築物省エネ法施行令、施行規則公布のお知らせ

建築物省エネ法の2年目施行(規制的措置)に係る改正建築物省エネ法施行令、改正建築物省エネ法施行規則等が11月30日に公布されましたので概要をお知らせします。

詳しくは、

[http://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_000701.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000701.html)

<http://kanpou.npb.go.jp/20161130/20161130h06909/20161130h069090003f.html>

◆建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行期日を定める政令第363号

1)規制的措置の施行期日：平成29年4月1日

◆建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第364号

1)住宅部分の定義：居間、食事室、寝室他

2)特定建築物の非住宅部分の規模等：床面積の合計2,000㎡等

3)所管行政庁への建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの送付の対象となる建築物の住宅部分の規模等：床面積の合計300㎡等

4)特定建築物に係る報告及び立入り検査：所管行政庁の権限

5)基準適合義務除外用途：

- ・自動車車庫、自動車駐車場、畜舎等
- ・壁を有しない観覧場、スケート場、水泳場等
- ・文化財保護法による、国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財等
- ・伝統的建造物群保存地区内における建造物郡を構成している建築物
- ・重要美術品等として認定された建築物
- ・建築物省エネ法の基準に適合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
- ・景観重要建造物として指定された建築物
- ・仮設建築物

6)所管行政庁への届出の規模：床面積の合計300㎡等

7)住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅の戸数：150戸

◆建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令第80号

(以下規制的措置に係わる内容のみ掲載します。その他は官報を参照して下さい。)

1)建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類

2)変更申請の書類

3)軽微な変更

4)様式等

---

■ □ 国交省関連

---

#02. 超高層建築物等の長周期地震動対策に係る運用について(国交省12月12日発表)

---

国交省より、南海トラフ沿い巨大地震に係る長周期地震動対策として、

・長周期地震動対策の対象地域内において、来年4月1日以降に性能評価を申請して、大臣認定に基づき新築する超高層建築物等については、想定される長周期地震動に基づく検証を行うべきこと

・対象地域内の既存の超高層建築物等については、想定される長周期地震動の大きさが設計時の検証に用

いた地震動の大きさを上回る場合、新築に準じて、想定される長周期地震動による再検証及び必要に応じた補強等の措置を講じることが望ましいことを本年 6 月 24 日付で各業界団体に対して通知しております。

詳しくは：[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000080.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000080.html)  
お問合せ：国土交通省 住宅局 建築指導課 松本、濱田  
TEL：03-5253-8111 (内線 39532、39528)

---

#03. 国土交通省/国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設の建築基準法における取扱いについて

---

1. 建築基準法における用途の扱いについて

3 日から 6 日までの滞在期間で住宅を利用して特区滞在事業を実施する特区滞在施設を以下に掲げる基準に適合させることにより、火災時等の滞在者の安全の確保が図られていると認められる場合は、当該特区滞在施設の建築基準法上の用途は、住宅とみなして取り扱って差し支えない。(この際、当該特区滞在施設が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域(以下「住居専用地域」という)に立地する場合には、2 に掲げる手続き等を講ずる必要がある点に留意されたい。)

なお、7 日以上もの滞在期間で特区滞在事業を実施する特区滞在施設においては、必ずしも次に挙げる基準に適合させる必要はないということです。

【共同住宅の住戸で特区滞在事業が行われる場合】及び【一戸建ての住宅で特区滞在事業が行われる場合で通常の規模(2 階建て以下、延べ面積 200 ㎡以下及び各階の床面積 100 ㎡以下の建築物)の場合】

①対象となる建築物が、平成 12 年建設省告示第 1411 号に該当しない居室等が設けられている建築物の場合

→滞在者の寝室及び寝室から住戸の出口に通ずる部分に建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 388 号。以下「令」という)第 126 条の 5 に規定する技術的基準に適合する非常用の照明装置を設けること

②対象となる建築物が、一の特滞滞在施設に、防火上主要な間仕切壁が設けられている建築物

→防火上主要な間仕切壁(令第 112 条第 2 項の自動スプリンクラー設備等設置部分及び平成 26 年国土交通省告示第 860 号に定める部分を除く)を準耐火構造とし、同項各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめること

【一戸建ての住宅で特区滞在事業が行われる場合で大規模な場合(上記、通常の規模以外)】

①対象となる建築物が、3 階建て以上の建築物

→3 回以上の階に、滞在者が利用する部分(滞在者の寝室及び滞在者が利用する廊下、浴室等の部分をいう。以下同じ。)を設けないこと

※耐火建築物の場合はこの限りではない

②対象となる建築物が、2 階以上の 1 つの階の床面積が 100 ㎡を超える建築物

→2 階以上の 1 つの階における滞在者が利用する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超えないこと

※上記の基準に適合しない場合は、以下の基準を満たすものとする

・当該階から避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けること

・2 階における滞在者が利用する部分の床面積の合計が 300 ㎡以上とならないこと

(耐火建築物の場合はこの限りでない)

※主要構造部が準耐火建築物であるか、または不燃材料で造られている建築物の場合は「100 ㎡」を「200 ㎡」とする

③延べ面積が 200 m<sup>2</sup>を超える建築物

→滞在者が利用する部分の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超えないこと

※上記の基準に適合しない場合は、以下の基準を満たすものとする

・滞在者の寝室及び寝室から地上に通ずる部分を令第 128 条の 5 第 1 項に規定する技術的基準に適合させること(耐火建築物、準耐火建築物及び特定非難時間が 45 分以上の特定避難時間倒壊等防止建築物は、対象外とする)

・滞在者が利用する部分の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超える階の廊下の幅は、両側に居室がある廊下は 1.6m 以上、その他の廊下は 1.2m 以上とすること(3 室以下の専用の廊下は対象外とする)

2. 用途規制について(法第 48 条関係)

特区滞在事業については、特区法第 8 条第 1 項に規定する区域計画に実施区域を定めている。今後、特区滞在事業について、施設を使用させる期間の下限を特区法施行令第 12 条第 2 号に基づく条例で 3 日から 6 日までの範囲内で定める場合で、その実施区域に住居専用地域を含むこととなる場合には、1 で求める基準に適合させることにあわせ、①新たに住居専用地域を含む区域を特区滞在事業の実施区域として区域計画上定める場合、②既に住居専用地域を含む区域を特区滞在事業の実施区域として区域計画上定めている場合 の以上の点について十分留意することという情報がございました。

お問合せ：弊社 各事務所 審査部長および審査員まで

■ □ 地域条例等

#04. 愛知県/土砂災害警戒区域等の指定解除及び指定

愛知県/土砂災害警戒区域等の指定解除及び指定されました。

詳しくは：<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/sabo/shiteikaijo281104.html>

お問合せ:建設部 砂防課 052-954-6560

#05. 他地域の情報

●神奈川県川崎市/災害危険区域の指定について

平成 28 年 11 月 28 日に、子母口 D 地区災害危険区域および東百合丘 1 丁目地区災害危険区域が指定されました。市のホームページ内の「ガイドマップかわさき」で確認して頂くことができます。(12 月上旬頃に反映予定)

詳しくは <http://kawasaki.geocloud.jp/webgis/Resource/module/Doc/CityPlan/infoCityPlan.html>

お問合せ：まちづくり局指導部 建築管理課 044-200-3018

●神奈川県横浜市/泉ゆめが丘地区土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の制限について

平成 28 年 11 月 25 日に泉ゆめが丘土地区画整理組合の事業計画の変更認可が公告されました。施行地区内においては、換地処分の公告日まで、土地の形質の変更や建築物その他の工作物の新築、改築もしくは増築等を行う場合、土地区画整理法第 76 条に基づく手続きが必要となります。

詳しくは：<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/seibisuishin/izuden/>

お問合せ：都市整備局 市街地整備推進課 045-671-2720

●神奈川県伊勢原市/伊勢原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

横浜伊勢原線沿道地区地区計画区域内において適正な土地利用の規制及び誘導を図るため、伊勢原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正する条例(平成 28 年 11 月 7 日公布 伊勢原市条例第 17 号)が施行されました。

詳しくは：<http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2016112900068/>

お問合せ：都市部 建築住宅課 0463-94-4711

●埼玉県/建築確認申請時における浄化槽法第 7 条検査の検査依頼書の移しの添付について  
建築確認申請時に「浄化槽設置後の水質検査(法定検査)」の事前申し込みをした振替払込請求書兼受領証の写しを添付して下さい。

お問合せ：一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会 048-649-5151

●埼玉県/都市計画に関する情報提供について

白岡市、越谷市、日高市にて都市計画の変更が行われました。

詳しくは：

白岡市 <http://www.city.shiraoka.lg.jp/3866.htm>

越谷市 [http://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi/sumai/oshirase/laketown\\_toshikeikaku\\_henkou.html](http://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi/sumai/oshirase/laketown_toshikeikaku_henkou.html)

日高市 <http://www.city.hidaka.lg.jp/7,835,29,240.html>

お問合せ：

白岡市 都市整備部 街づくり課 0480-92-1111

越谷市 都市整備部 都市計画課 048-963-9221

日高市 都市計画課/計画推進・企業誘致担当 042-989-2111

●埼玉県所沢市/所沢駅西口北街区第一種市街地再開発事業の組合設立認可及び事業計画認可について  
敷地の共同化により土地の合理的かつ健全な高度利用及び建築物の耐震・不燃化を促進し、商業・業務施設、都市型住宅等を整備し、良好で快適な都市空間の形成を一体的に図るため、日吉町及び東住吉の各一部で市街地再開発事業を進められています。平成 28 年 11 月 7 日付で所沢駅西口北街区市街地再開発組合の設立が認可されましたので、都市再開発法第 19 条第 4 項の規定により、所沢駅西口北街区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書を縦覧することができます。

詳しくは：<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/jutaku/chushinshigaichi/nisigitakitakumiai.html>

お問合せ：街づくり計画部 所沢駅西口区画整理事務所 04-2998-9366

●埼玉県草加市/草加市開発事業等の手続き及び基準等に関する条例への協力について

草加市では平成 17 年 10 月 1 日「草加市開発事業等の手続き及び基準等に関する条例」を施行しましたが、同条例において開発区域 500 ㎡未満の開発事業に該当しない建築行為について「小規模開発事業」と定義しており、これによる建築行為を行う場合、条例に基づく小規模開発事業申請を行い、確認書の交付を受けなければ、建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を申請してはならないものと定められています。

「小規模開発事業」に該当する建築確認を申請する場合は、必ず小規模開発事業確認書の交付を受けるようをお願い致します。

詳しくは：<http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1803/a02/a01/02.html>

お問合せ：都市整備部 開発指導課 048-922-1942

●京都市:地区計画区域内における建徳物等の制限に関する条例の一部改正の条例の制定

平成 28 年 11 月 11 日付けにて「京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例が改正されました。概要は「太秦地区地区計画」の区域が拡大され名称を「太秦娯楽・レクリエーション地区地区計画」に変更。併せて新たに A 地区及び B 地区として区分された区域において地区整備計画が定められ、

それぞれの区域内における建築物の用途及び高さの最高限度に関する制限を定めておりますのでご注意ください。

詳しくは：<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-3-1-0-0.html>

お問合せ：都市計画局建築指導部建築指導課 075-222-3111

●兵庫県：土砂災害特別警戒区域に係る指定について(通知)

平成 28 年 11 月 29 日付けで兵庫県神崎郡福崎町におきまして土砂災害特別警戒区域が公示されましたので、ご確認の上、ご注意下さい。

詳しくは：[https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks15/wd17\\_00000018.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks15/wd17_00000018.html)

お問合せ：県土整備部土木局砂防課 078-362-9267

●兵庫県伊丹市：特定工程及び特定工程後の工程の指定について

伊丹市では平成 28 年 11 月 21 日付け伊丹市告示第 167 号より建築基準法第 7 条の 3 による中間検査について告示がありましたので、ご注意下さい。

詳しくは：<http://www.city.itami.lg.jp/i/SOSIKI/TOSHIKATSURYOKU/KENTIKUSIDO/index.html>

お問合せ：伊丹市都市活力部都市整備室建築指導課 072-784-8065(直通)

.....

## ■□ インフォメーション

### #06. 年末年始の営業

11 月号でもご案内致しました通り、年末年始は以下の通り営業致します。

年末最終営業日 2016 年 12 月 28 日(水) 17:00 まで営業

年始営業開始日 2017 年 1 月 4 日(水) 9:00 から営業

.....

## ■□名古屋事務所からヒトコト

### #07. 名古屋事務所(13F)をリニューアル致しました！

名古屋事務所(13F)のお客様打合せコーナーを中心にリニューアル致しました。

1)各打合せブースを拡張しました。

2)各打合せブースのテーブル、椅子を更新しました。

3)床カーペットを張替えました。

4) 西側壁面を木目調に変更しました。

全体に落ち着いた雰囲気の中でゆったりお打合せ頂けるようになりました。

これからも是非ご利用下さい！

最後に・・・

今年も早いもので、本号が年内最終号となりました。

1 年間お読み頂きまして大変ありがとうございました。

またビューローベリタス名古屋事務所をご利用頂き、大変ありがとうございました。

来年も皆様のご期待に添えるよう更なるサービスの向上に向けて鋭意努力を続けて参ります。

来年も相変わらぬご愛顧を頂けますようお願い申し上げます。

名古屋事務所  
建築営業部 中部営業統括  
武藤裕輔

※Newsmail の情報・リンク先等は作成当時(2016年12月15日)現在の情報です※

+++++

ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

+++++

お問合せ先: ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業部

名古屋事務所 TEL : 052-238-6363 FAX : 052-238-6234

戸建て専用窓口 TEL : 052-238-6369 FAX : 052-238-6360

E-mail:[ctbca.ngo@jp.bureauveritas.com](mailto:ctbca.ngo@jp.bureauveritas.com)

URL:<http://www.bureauveritas.jp> / <http://www.bvjc.com> (建築認証事業本部)

個人情報に関するお問合せ: 人事部・情報管理センター

E-mail:[kojinjoho@jp.bureauveritas.com](mailto:kojinjoho@jp.bureauveritas.com)

Copyright (c) Bureau Veritas Japan All rights reserved.